６府東高第９号
令和６年４月１日

学校運営連絡協議会設置要綱

東京都立府中東高等学校

第１（名称）

この会の名称を「東京都立府中東高等学校学校運営連絡協議会」（以下、「協議会」という。）とする。

第２（目的）

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第３（所掌事項）

協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察並びに学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域社会との連携について助言する。

第４（組織）

協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する学識経験者、地域住民代表、青少年対策委員代表、近隣中学校長等、同窓会代表、ＰＴＡ代表、ＰＴＡＯＢ会代表とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭、主任教諭の中から校長が指名する。

２　協議会の中に学校評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を置く。評価委員会は、協議会が行う外部評価を計画、立案、実施並びに集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、協議会委員の中から校長が委嘱する。

第５（任期）

委員の任期は、原則として当該年度の４月１日から３月３１日までとする。

第６（役員）

協議会に、次の役員を置く。

会長１名、副会長２名、評価委員会委員長１名、事務局長１名

２　会長は、校長とする。

３　副会長、評価委員会委員長及び事務局長は、校長が選任する。

第７（協議会の開催回数及び開催時期）

協議会は、６月、１１月及び２月の年３回開催する。

第８（協議会の公開）

協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

第９（事務局）

東京都立府中東高等学校に協議会事務局を置く。事務局に事務局長と事務局員１名を置き、事務局長は教務総務部主任をもって充てる。

第10（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。